

事務連絡
平成 29 年 8 月 22 日

正会員 事務局長 各位

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 森谷 賢

連合会が発行する産業廃棄物管理票の様式の変更について
(廃棄物処理法政省令改正にともなう水銀規制等への対応)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

今般の廃棄物処理法省令改正により、平成 29 年 10 月 1 日から、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が当該産業廃棄物に含まれる場合は、その旨とその数量を産業廃棄物管理票に記載することとなります。

このことを受け、連合会では、連合会発行・産業廃棄物管理票（直行用単票、直行用連続票）について、備考・通信欄に「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を予め印字する等の様式の変更をします。

本変更に合わせて、これまでは交付の際に種類の欄に記載いただいていた「石綿含有産業廃棄物」及び「特定産業廃棄物」についても、備考・通信欄に予め印字することといたしました（別紙参照）。

この変更に対応した産業廃棄物管理票が頒布されるのは、現在の在庫状況等から 11 月末～12 月頃となる見込みです。

平成 29 年 10 月 1 日以降に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を取り扱う場合であって、現行の産業廃棄物管理票を用いる場合には、種類（普通の産業廃棄物）の欄、もしくは、備考・通信欄にその旨を記載して使用いただければ問題ありません。

なお、積替用単票・積替用連続票の様式の変更はありません。当該産業廃棄物に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、産業廃棄物の種類の欄に、もしくは、備考・通信欄にその旨を記載してください。

以上

(事業部 産業廃棄物管理票担当：福田・日浦)

[参考]

廃棄物処理法 施行規則

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十

一・二 (略)

三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

(管理票の記載事項)

第八条の二十一

一～十 (略)

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量